

○只見保養センター管理運営規則

昭和48年 8 月 6 日規則第16号

改正

平成 6 年12月22日規則第20号

平成18年 2 月14日規則第 6 号

平成25年 7 月26日規則第12号

平成28年 7 月 日規則第 号

只見保養センター管理運営規則

(目的)

第 1 条 この規則は、只見保養センター設置条例（昭和48年只見町条例第39号。以下「条例」という。）第14条の規定に基づき、只見保養センター（以下「保養センター」という。）の管理及び運営その他必要な事項を定めるものとする。

(営業時間)

第 2 条 保養センターの営業時間は、原則として午前 9 時から午後 8 時までとする。

2 町長は、保養センターの管理運営上必要があると認めるときは、前項の営業時間を変更することができる。

3 条例第 4 条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に保養センターの管理を行わせる場合においては、指定管理者は、保養センターの管理運営上必要とする場合は、町長の承認を得て第 1 項に定める営業時間を変更することができる。

(休業日)

第 3 条 町長は、保養センターの管理運営上必要があると認めるときは、施設の全部又は一部を休業することができる。

2 条例第 4 条の規定により指定管理者に保養センターの管理を行わせる場合においては、指定管理者は、保養センターの管理運営上必要とする場合は、町長の承認を得て施設の全部又は一部を休業することができる。

(利用許可)

第 4 条 保養センターの利用許可は、利用料の納付をもって行う。

2 大広間の利用は、あらかじめ申し込みにより利用許可を受けなければならない。

(利用料の納付)

第 5 条 利用料の納付は、利用の都度町長が発行する利用券により納付するものとする。

(利用者の遵守事項)

第 6 条 保養センターを利用するものは、町長の指示に従い次の事項を遵守しなければならない。

(1) 保養センター設置の趣旨により、健全な利用が確保され、他の利用者に迷惑とならないよう十分注意しなければならない。

(2) 火災発生の予防に万全を期さなければならない。

(3) 建物及び施設の器具、備品等を損傷するような行為をしてはならない。

(4) その他管理上必要のある事項

(指定管理者による管理における適用)

第 7 条 条例第 4 条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合における第 5 条及び前条中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(その他の事項)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、保養センターの運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年12月22日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 2 月14日規則第 6 号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現に改正前の只見温泉保養センター設置条例第 4 条の規定により管理委託を

している施設については、平成18年9月1日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理にかかる指定をした場合には、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月26日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月 日規則第 号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（省略）